

ルが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2023年3月10日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	キルギス及び全途上国
語学の種類	英語

※語学の証明書に関しまして、TOEIC の IP テストによるスコアレポートも可とした暫定運用は 2022 年 9 月末にて終了していますので、ご注意ください。なお、CASEC や JICA 専門家検定による認定書は、従来より認定の対象外となっていますので、提出（添付）いただく必要はありません。

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：
- 本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

キルギスの農業セクターは、対 GDP 比の 17.1%、輸出額の約 20.4%（約 3 億 USD）を占め、労働人口の 3 割以上が従事している主要産業のひとつである。なかでも畜産業（酪農）は農業生産額の約 49%を占め、特に乳・乳製品は主要産品として、今後周辺諸国への輸出拡大が期待されている。キルギスは 2015 年 8 月にユーラシア経済同盟（EAEU）に加盟したが、EAEU 域内へ乳製品を含む食品を輸出するためには、EAEU 下の様々な制度を順守し、品質や製造プロセスの安全性について EAEU が定める基準を満たす必要がある。しかしながら、現状ではそれらの基準を十分に満たすことができず、乳・乳製品の輸出を増やすためには、品質及び安全性確保とそのため検査体制の整備が急務となっている。

こうした中で、JICA はキルギス政府からの要請を受け、2015 年 8 月～2017 年 1 月に「乳・乳製品の品質及び安全性検査マスタープラン（M/P）」プロジェクトを実施し、家畜衛生、家畜飼養管理、搾乳衛生、食品検査、食品衛生及び食品規制の課題に対し、5 つの優先プロジェクトを選定した。同 M/P の結果を受け、乳生産分野の改善については、搾乳衛生技術の改善を目的とした技術協力「チュイ州市場志向型生乳生産プロジェクト」を 2017 年 7 月から 2022 年 6 月まで実施した。他方、乳・乳製品フードチェーン各段階の検査と乳製品製造工場監査に係る信頼性向上と人材育成を目的とした本プロジェクトを 2019 年 2 月から 2023 年 12 月までの予定で実施している。

今回実施する終了時評価調査は、2023 年 12 月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。また、本プロジェクトの終了をもって、M/P 策定から支援したキルギス国における酪農分野への協力が一区切りとなる見通しであることから、M/P 策定からの同分野の協力実績と教訓を取りまとめ、今後の同分野への協力方針の検討を、本調査において実施する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価 6 基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2023 年 4 月下旬～2023 年 5 月中旬）

- ① 既存の文献（M/P 等）をレビューし、M/P 策定からの酪農分野の協力実績と教訓を取りまとめる。本プロジェクトに係る各種報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、モニタリングシート、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ② 既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 6 基準ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③ 評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関、その他キルギス側関係機関、他ドナー（FAO）等）に対する質問票（英文）を提案する。
- ④ 対処方針会議等に参加する。

（2） 現地業務期間（2023 年 5 月中旬～2023 年 5 月下旬）

- ① JICA キルギス事務所等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者に対して、本調査の評価手法について説明を行う。
- ③ キルギス側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤ 国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びキルギス側 C/P 等とともに評価 6 基準の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）の取りまとめに協力する。
- ⑥ 調査結果や他団員及びキルギス側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦ 評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえた同案の最終化に協力する。
- ⑧ 協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。

¹ [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

- ⑨ 本プロジェクト終了後のキルギス酪農分野への協力方針に係る情報収集・検討に協力する。
 - ⑩ 現地調査結果の JICA キルギス事務所等への報告に参加する。
- (3) 帰国後整理期間 (2023 年 5 月下旬～2023 年 6 月上旬)
- ① 評価調査結果要約表 (案) (和文・英文) を提案する。
 - ② 帰国報告会に出席する。
 - ③ 担当分野の終了時評価調査報告書 (案) (和文) を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

2023 年 6 月 7 日 (水) までに提出。

次の①～③、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子データにて提出する。

- ① 評価報告書 (英文)
- ② 評価調査結果要約表 (案) (和文・英文)
- ③ 担当分野に係る終了時評価調査報告書 (案) (和文)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン (2022 年 4 月-12 月追記版)」(以下同じ) の「IX. 業務実施契約 (単独型)」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます (見積書に計上して下さい)。航空経路は、日本⇄ドバイ⇄ビシュケク、日本⇄イスタンブール⇄ビシュケクを標準としますが、見積時点で渡航可能な現実的な経路を計上して下さい。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に計上ください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は 2023 年 5 月 12 日～5 月 28 日を予定しています（変更の可能性あります）。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。

なお、キルギスでは入国時の隔離はありません。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA キルギス事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上：英語⇄ロシア語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：プロジェクトオフィス内の執務スペース提供 (ネット環境完備)

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チームから配付しますので、edqa1@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・ 「乳・乳製品の品質及び安全性検査マスタープランプロジェクト」ファイナルレポート

- 「乳品質向上のための食品検査人材育成プロジェクト」詳細計画策定調査報告書
 - 「乳品質向上のための食品検査人材育成プロジェクト（第1期）」事業完了報告書
 - 「市場志向型生乳生産プロジェクト」終了時評価調査報告書
- ② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ) 提供依頼メール

- ・ タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

- ・ 本 文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA キルギス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上